

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(個人) 本人用)		
大阪地方裁判所執行官 殿		
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和 年()第 号 物件番号	
私は、暴力団員等ではありません。		
私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。		
☐	自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。	
(陳述書作成日) 令和 年 月 日		
買受申出人(個人)	住所	
	(フリガナ)	
	氏名	
	性別	☐ 男性 ☐ 女性
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が個人の場合のもので、法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人) 法定代理人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(法人) 代表者用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和 年()第 号 物件番号
当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。	
当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。	
☐	自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。
(陳述書作成日) 令和 年 月 日	
買受申出人(法人) 代表者	法人の所在地
	法人の名称
	代表者氏名
	役員

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が法人の場合のもので、個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)

※該当する□にチェックを入れてください。

買受申出人(法人)の役員に関する事項		
1 代表者	住所	
	(フリガナ)	
	氏名	
	性別	☐ 男性 ☐ 女性
2	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日
	住所	
	(フリガナ)	
	氏名	
3	性別	☐ 男性 ☐ 女性
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日
	住所	
	(フリガナ)	
4	氏名	
	性別	☐ 男性 ☐ 女性
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日
	住所	

注 意

- 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 役員の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書(住民票等)の添付は不要です。
- 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 2 日

大阪地方裁判所第 14 民事部

裁判所書記官 高 崎 幸 次

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 9 月 16 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 9 月 25 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 10 月 2 日 午前 9 時 30 分 場 所 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎 3 階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 10 月 16 日 午前 10 時 00 分 場 所 大阪地方裁判所第 14 民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り, 買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため, 令和 8 年 9 月 2 日午前 9 時から入札期間最終日午後 4 時 30 分まで物件明細書, 現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎 3 階物件明細閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	12, 790, 000 10, 232, 000	一括	2, 558, 000	195, 007	41, 786
1	5, 900, 000				
2	6, 890, 000				
			</		



物 件 目 録

- 1 所 在 東大阪市柏田西二丁目
 - 地 番 68番1
 - 地 目 宅地
 - 地 積 231.40平方メートル

- 2 所 在 東大阪市柏田西二丁目68番地1
 - 家屋 番号 68番の1
 - 種 類 工場・事務所
 - 構 造 軽量鉄骨・鉄骨造スレート・陸屋根3階建
 - 床 面 積
 - 1階 198.84平方メートル
 - 2階 172.18平方メートル
 - 3階 200.56平方メートル

(現況)

 - 床 面 積
 - 1階 198.84平方メートル
 - 2階 172.18平方メートル
 - 3階 約203.08平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8 年 7 月 9 日

大阪地方裁判所第 14 民事部

裁判所書記官 高 崎 幸 次

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 東大阪市柏田西二丁目
 地 番 68 番 1
 地 目 宅地
 地 積 231.40 平方メートル

2 所 在 東大阪市柏田西二丁目 68 番地 1
 家屋 番号 68 番の 1
 種 類 工場・事務所
 構 造 軽量鉄骨・鉄骨造スレート・陸屋根 3 階建
 床 面 積 1 階 198.84 平方メートル
 2 階 172.18 平方メートル
 3 階 200.56 平方メートル

(現況)

床 面 積 1 階 198.84 平方メートル
 2 階 172.18 平方メートル
 3 階 約 203.08 平方メートル



令和8年(ケ)第43号
令和8年4月16日受理
令和 年 月 日提出
8.7.-6

現況調査報告書

大阪地方裁判所

執行官 森 川 友 智

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 所 在 | 東大阪市柏田西二丁目 |
| | 地 番 | 68番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 231.40平方メートル |
| 2 | 所 在 | 東大阪市柏田西二丁目68番地1 |
| | 家屋 番号 | 68番の1 |
| | 種 類 | 工場・事務所 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨・鉄骨造スレート・陸屋根3階建 |
| | 床 面 積 | 1階 198.84平方メートル
2階 172.18平方メートル
3階 200.56平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	大阪府東大阪市柏田西2丁目13番24号		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☒ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☒ 床面積：3階部分 約203.08平方メートル		
物件目録にない附属建物	☒ ない 種類： ☐ ある 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を工場・事務所として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 { 保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

その他の事項

(表札等の表示)

- 1 表札の表示 所有者（大和木工株式会社）の看板が設置されている。
- 2 郵便受けの表示 なし

(目的土地の現況について)

- 1 目的土地を適宜概測したところ、形状および地積は概ね地積測量図のとおりであると思われるが、正確には専門家による測量を要する。
- 2 目的土地は目的建物の敷地となっている。
- 3 目的土地の北側接面道路は、建築基準法上の道路である。
- 4 目的土地の北側一部に建築線の指定があり、建物の再建築に際してはセットバックを要する。

(目的建物の現況について)

- 1 目的建物の形状は、概ね間取略図のとおりであると思われる。
- 2 目的建物内部の状況は別紙添付写真のとおり。
- 3 目的建物内には、工場部分に機械類が、事務所・食堂・更衣室部分に事務机、椅子、更衣ロッカー等の動産類が存在する。
- 4 目的建物の3階部分に、未登記増築部分（約2.52平方メートル）が存在した。
- 5 目的建物の屋上には、キュービクルが設置されている。
- 6 目的建物北西側には、1階から3階部分までブロック塀およびトタンで囲われた機械（集塵機、焼却炉）置場が存在するが、同部分には屋根は設置されていない。
- 7 目的建物内に設置されている機械類としては、1階部分に、旋盤、集塵機、焼却炉が、3階部分に、塗装用ブース2機が、1階から3階部分に昇降機が存在した。
- 8 目的建物3階北側事務所部分の一部および北西側機械置場の一部が北側道路に越境している可能性がある。
- 9 目的建物は、経年相当の劣化、損耗が認められる。

(その他の状況について)

なし

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■所有者会社代表者	1 本物件は、私が代表を務める大和木工株式会社が、工場・事務所として使用しています。 2 本物件の中で、誰かに貸している部分などはありません。 3 本物件内にある機械類は、全て会社の所有物であり、リース品はありません。 4 建物内にある機械類としては、旋盤、集塵機、焼却炉、塗装用ブース2機があり、3階にある塗装用ブース2機は、五、六年前に設置したのですが、それ以外のものは数十年前からあるものになります。塗装用ブースは、それぞれウレタン塗装用とラッカー塗装用のブースになります。 5 本物件の1階および2階が木工場で、3階が塗装場になります。3階には、そのほかに、事務所、食堂、更衣室がありますが、現在は社員がいないため、食堂、更衣室は使用していません。集塵機と焼却炉が置いてある部分には屋根はなく、壁で囲ってあるだけです。 6 目的建物の屋上にはキュービクルが設置されています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4枚目)

執行官の意見

(目的物件の占有関係)

- 1 工場内に設置されている機械類は、木材加工工場に特化したものであり、比較的新しい塗装用ブースもあるが、同ブースには塗料・ウレタン等が付着しており、ダクトも固定されているなど移設は簡便ではなく、汎用性がないと思われるため、個々の機械類に価値はないと思料する。
- 2 上記のほか、関係人の陳述、ライフライン調査、立入調査の結果から、目的建物は、所有者が、工場・事務所として使用、占有しているものと認める。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年4月20日	執行官室	ライフライン調査、照会書送付（所有者宛）
令和8年4月22日 11:30 - 11:35	中之島図書館	物件等調査
令和8年4月22日 14:55 - 15:20	東大阪市役所	道路等調査
令和8年4月22日 15:50 - 16:05	物件所在地	物件および占有調査、照会書投函（使用者宛）
令和8年4月28日 12:30 - 12:35	大阪法務局北出張所	公図等調査
令和8年5月12日 15:25 - 15:35	物件所在地	占有調査、在宅要請文書交付
令和8年5月21日 14:15 - 15:20	物件所在地	立入調査（評価人帯同）、所有者代表者から聴取

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

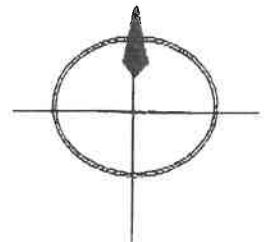
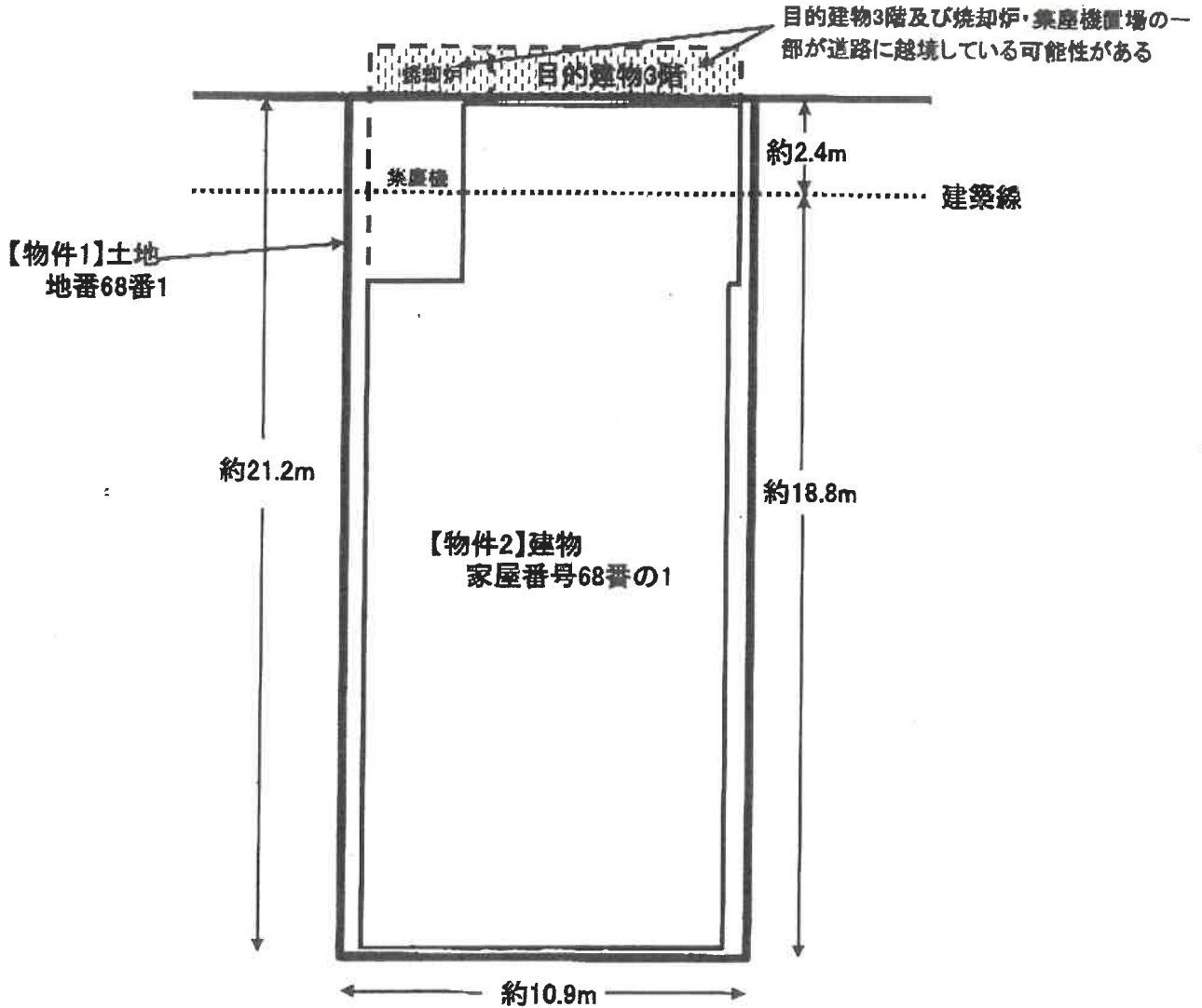
(6枚目)



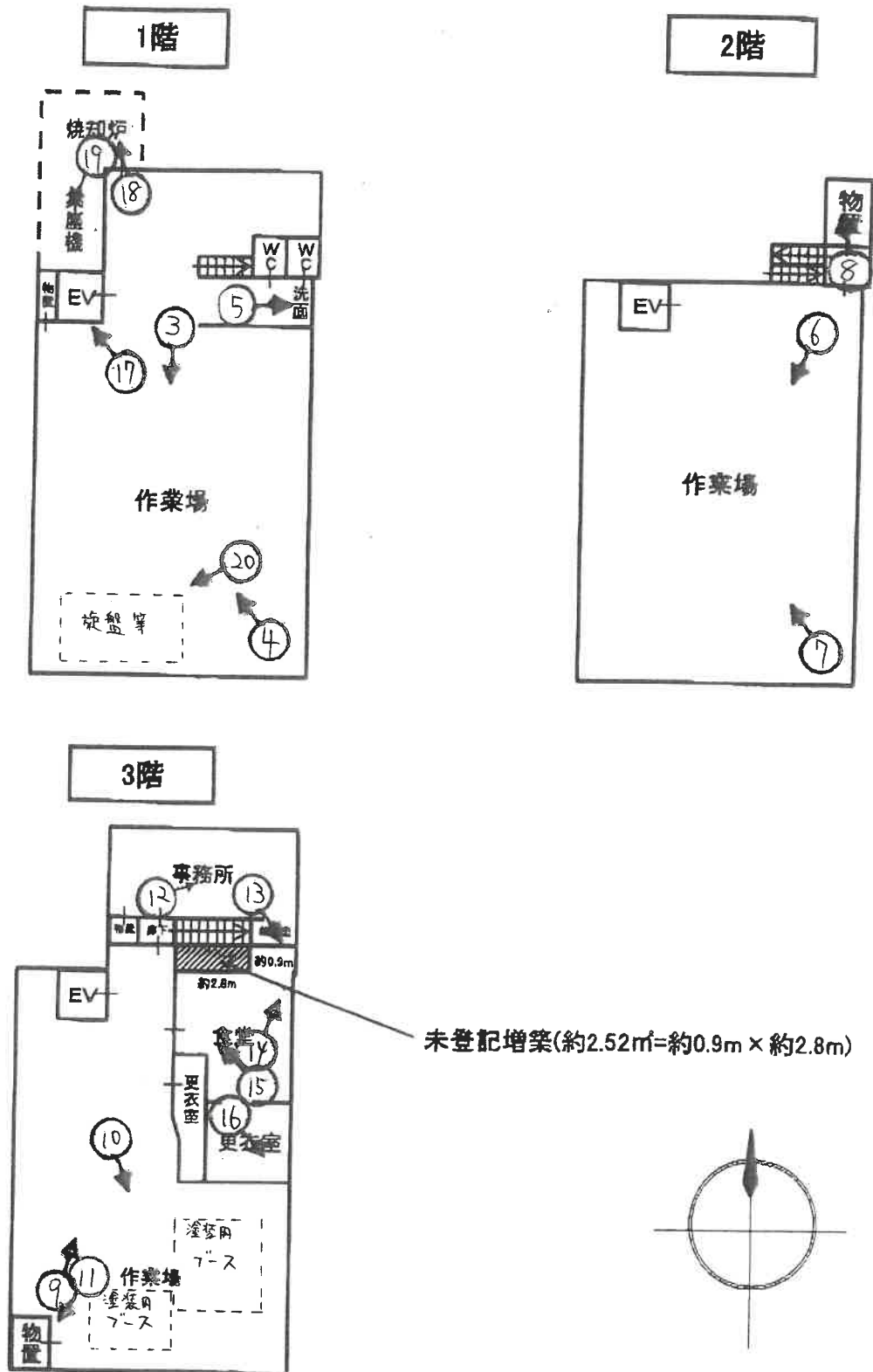
土地建物位置関係図



幅員約10.9m市道(法42-1-5道路)



間取略図



令和8年（ケ）第43号

【写真】

①



②



③ 1階



④ 1階



⑤ 1階洗面



⑥ 2階



⑦ 2階



⑧ 2階物置



⑨ 3階



⑩ 3階（塗装用ブース）



⑪ 3階（物置）



⑫ 3階事務所



⑬ 3階事務所



⑭ 3階食堂



⑮ 3階食堂



⑯ 3階更衣室



⑪ 1 階（昇降機）



⑫ 1 階（焼却炉）



⑪ 1 階（集塵機）



⑫ 1 階（旋盤等）



令和8年（ケ） 第43号
令和8年5月21日 現地調査
令和8年6月30日 評 価

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

評 価 書
(土地付建物)

評価人 不動産鑑定士

藤原 学

第1 評価額

一括価格	
金 12,790,000円	
内訳価格	
物件1	金 5,900,000円
物件2	金 6,890,000円

- 1 一括価格は、物件1，2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	下記「特記事項」参照。
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	下記「特記事項」参照。
番号	特 記 事 項		
1	1 管轄法務局備付けの地積測量図に基づき現地を適宜概測したところ、形状及び数量について同図及びこれに基づく登記記載に現況は概ね符合するが、正確には専門家による調査及び測量を要する。 2 物件1土地は、物件2建物の敷地として利用されている。		
2	1 管轄法務局備付けの建物図面に基づき現地を適宜概測したところ、3階に約2.52㎡の未登記増築が認められる（別添「間取略図」参照）。なお、正確には専門家による調査及び測量を要する。 2 3 階及び焼却炉・集塵機置場における北側の一部が道路に越境している可能性がある。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	J R おおさか東線 JR長瀬駅 南西方 道路距離 約400m (別添「位置図」参照)	
付近の状況	中小規模の工場が建ち並ぶ工業地域。今後も現状の環境を維持していくものと思料される。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	工業地域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	防火規制	準防火地域
	その他の規制	宅地造成等工事規制区域等
画地条件	規模	231.40㎡
	形状	ほぼ長方形
	間口・奥行	間口約10.9m・奥行約21.2m
	高低差等	概ね平坦
接面道路の状況	北側	幅員約10.9m舗装市道（建築基準法第42条1項5号道路）
	接道状況	中間画地・ほぼ等高接面
土地の利用状況等	現況	工場等の敷地
	東側	工場等
	西側	工場等
	南側	工場等
	北側	道路
供給処理施設	上水道	あり
	ガス配管	あり
	下水道	あり
	(注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、「施設管」という。）が通っており、通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土壌汚染等	目的土地の全部事項証明書（現在）等からは、個人・木工会社の所有者名、田・宅地の地目の来歴が確認された。過去の住宅地図（昭和44年頃～）によると、目的土地には現存の工場等（目的建物）が存在していた模様である。したがって、同工場等による取扱物質由来の土壌汚染の存在の可能性は否定できない。なお、土壌汚染の有無及び内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による正式な（専門）調査を要する。	
特記事項	北側に幅員約2.4mの建築線の指定がなされているため、目的土地上の建物を再建築する際には、同幅員のセットバックを要する。	

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数等	建築年月日	（登記記載）昭和40年6月20日新築
	経過年数	約61年
	経済的残存耐用年数	約0年
仕 様	構 造	軽量鉄骨・鉄骨造
	屋 根	スレート・陸屋根
	外 壁	吹付等
	内 壁	塗装仕上，板張等
	天 井	塗装仕上，石膏ボード等
	床	塗装仕上，板張等
	設 備	電気，給排水，衛生，昇降機等
	その他	－
床面積（現況）	延 574.10㎡ （※1）3階に約2.52㎡の未登記増築が存在する。 （※2）昭和42年・同59年に増築が行われている（既登記）。	
現況用途等	階 層	3 階建
	現況用途	工場・事務所
	間取り	作業場・事務所・食堂等
品 等	低位	
保守管理の状態	劣る。全体的に概ね経年相当の劣化及び損耗が認められる。	
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり	
特 記 事 項	(1) 建築確認（履歴あり），完了検査（履歴なし） (2) 建築時期・構造・種類等から，目的建物についてアスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお，アスベスト使用の有無については，専門調査機関による分析調査を要する。 (3) 設備等の稼働の状況を確認したものではない。 (4) 一部が道路に越境していることに加えて，現行の基準建ぺい率及び容積率を超過している可能性があり，遵法性に疑義がある。 (5) 北西側に1階から3階までブロック塀及びトタンで囲われた集塵機，焼却炉置場が存在するが，これらの置場には屋根が設置されていない。 (6) 屋上にキュービクルが設置されているが，PCBの使用の有無については不詳である。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地等価格 (円) (千円未満四捨五入) オ (ア×イ×ウ×エ)
1	137,000	0.92	231.40	0.75	21,874,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 東大阪9-4

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $135,000\text{円}/\text{㎡} \times 103.2/100 \times 100/101 \times 100/101 \approx 137,000\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：

接面・方位	規模	形状	その他	総合（相乗積）
1.01 二方路+1	1.00	1.00	1.00	1.01

◇地域格差：

街路	接近	環境	行政	総合（相乗積）
0.96 幅員△4	0.96 最寄駅距離△4	1.10	1.00	1.01

イ 個別格差：

接面・方位	規模	形状	その他	総合（相乗積）
1.00	1.00	1.00	0.92 要セットバック△8 (建築線)	0.92

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地の適応の状態等を考慮した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) (千円未満四捨五入) エ (ア×イ×ウ)
2	80,000	574.10	0.04	1,837,000

ウ 現価率

経過年数 約61年
 経済的残存耐用年数 約0年
 観察減価 30%
 残価率 5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

現価率 = {残価率5% + (1 - 0.05) × 経済的残存耐用年数0年 / (経過年数61年 + 経済的残存耐用年数0年)} × (1 - 0.3)
 ≈ 0.04

※ 観察減価は中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ (ア×イ)
1	21,874,000	0.50	法定地上権	10,937,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	共有 持分 ウ	占有 減価 エ	市場 性修 正 オ	競売市 場修正 カ	その他の 控除減価 (敷金等) (円) キ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) ク = [(ア+イ) × ウ × エ × オ × カ × キ]
1	21,874,000	－ 10,937,000	－		0.77	0.70		5,900,000
2	1,837,000	＋ 10,937,000	－	1.00	0.77	0.70	0	6,890,000
一括価格 (合計)								12,790,000

エ 占有減価

本件の場合不要。

オ 市場性修正

土壌汚染の可能性 (△5%)，アスベスト含有建材及びPCB使用の可能性 (各△5%)，さらには現行基準建ぺい率及び容積率等の遵法性に疑義があること (△10%) を総合 (相乗積) して、市場性修正を上記のとおり行った。

カ 競売市場修正

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

キ その他の控除減価 (敷金等)

本件の場合不要。

第6 参考価格資料

1 地価公示 東大阪9-4

所 在 : 東大阪市柏田西3丁目187番3「柏田西3-9-10」
価 格 : 135,000円/㎡
位 置 : JRおおさか東線 JR長瀬駅 南西方 約830m (道路距離)
価格時点 : 令和8年1月1日
地 積 : 1,255㎡
供給処理施設 : ガス, 水道, 下水
接面街路 : 南 6.0m 市道
用途指定等 : 市街化区域・工業地域 (建ぺい率60% 容積率200%), 準防火地域
地域の概要 : 中小規模の工場, 倉庫が多い工業地域

2 固定資産税評価額 (令和7年度)

物件1 : 17,806,230円
物件2 : 3,003,658円

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面写
- 5 土地建物位置関係図
- 6 間取略図

以 上

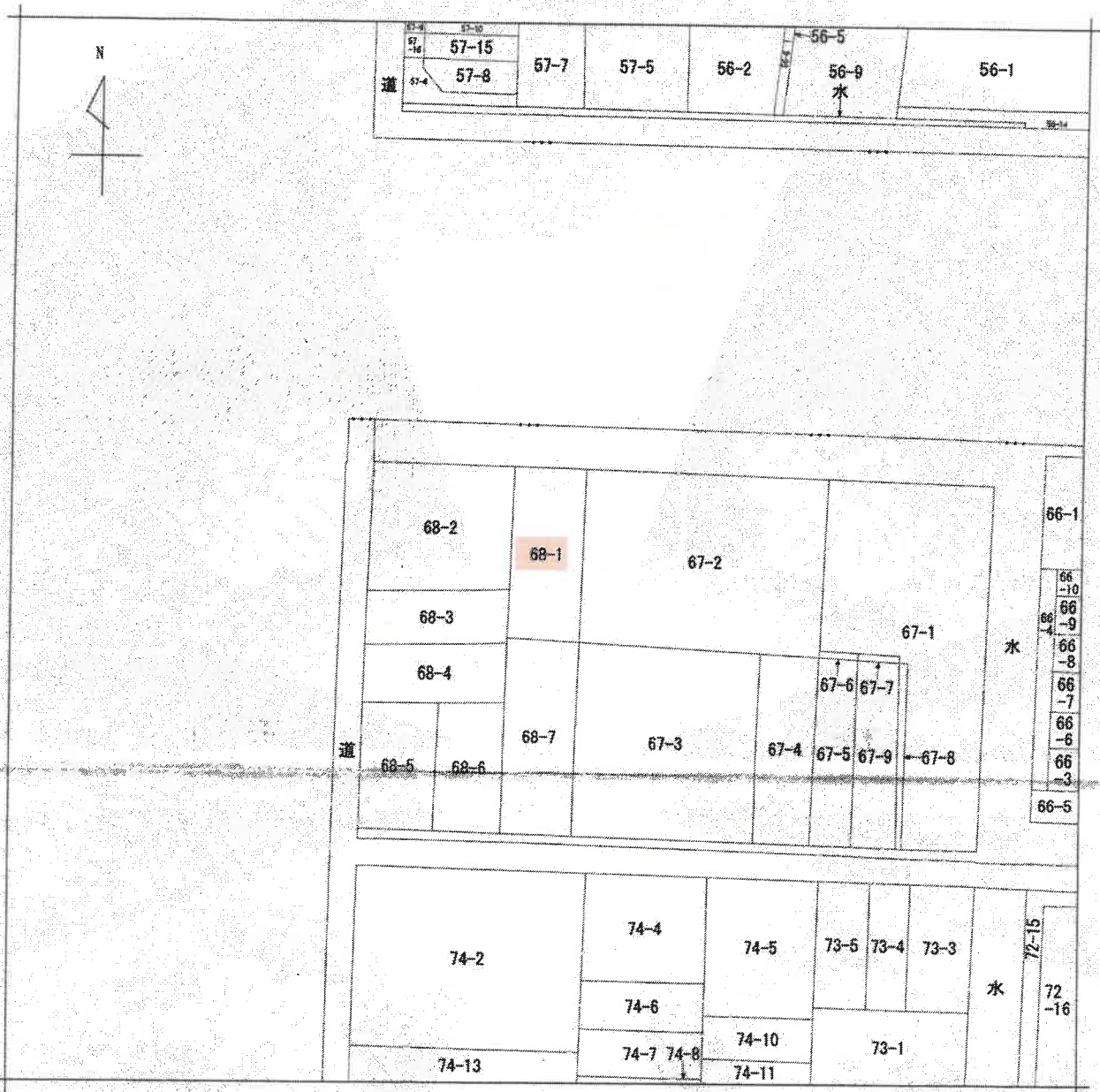
物 件 目 録

- 1 所 在 東大阪市柏田西二丁目
地 番 68番1
地 目 宅地
地 積 231.40平方メートル
- 2 所 在 東大阪市柏田西二丁目68番地1
家屋 番号 68番の1
種 類 工場・事務所
構 造 軽量鉄骨・鉄骨造スレート・陸屋根3階建
床 面 積 1階 198.84平方メートル
2階 172.18平方メートル
3階 200.56平方メートル





地理院地図



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し
柏田西2丁目

請求部	所 在	東大阪市柏田西二丁目				地 番	68番1			
出力縮尺	縮尺不明	精 度 分		座標系又は 番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	その他
作成年月日					備 付 日 (原図)				補 記 項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局東大阪支局管轄)

令和8年1月14日

大阪法務局北出張所

登記官

請求番号：38-1

(1/1)

A3サイズをA4サイズに縮小

✓ 43. 11. 15

第 15-1 卷 第 18-1 号

海

大正曆元

3011816

海 晏

所在の土地

14.30

40-1000000

67x6.00=70.25

10. 10. 10.

11

罐 尺 1 / 200

英文(印)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(大阪法務局東大阪支局管轄)

令和8年1月14日 大阪法務局北田署所

經水不調 38-2

A3サイズをA4サイズに縮小

登記年月日：昭和59年4月9日

4026739

各階平面図

建物図面写

登記番号 68-1

建物の所在 東大阪市柏田西2丁目68-1

559.4.9

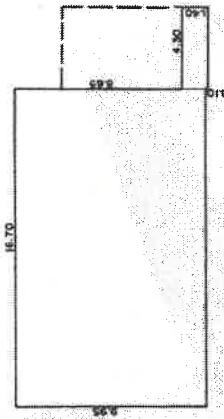


1階平面図

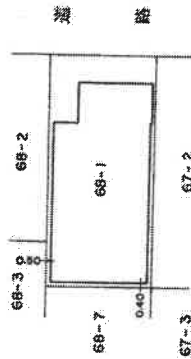


9.85	×	16.70	=	165.1650
7.80	×	4.30	=	32.8800
				m ²
				198.0450

2階平面図



9.85	×	16.70	=	165.1650
1.40	×	4.30	=	6.0200
				m ²
				171.1850



縮尺 1/500

申請人

縮尺 1/250

作製者

(1/2)

請求番号：38-3

これは図面に記載されている内容をもとにした図面である。
(大阪法務局東大阪支局管轄)
令和8年1月14日 大阪法務局北出事務所 登記官

A3サイズをA4サイズに縮小

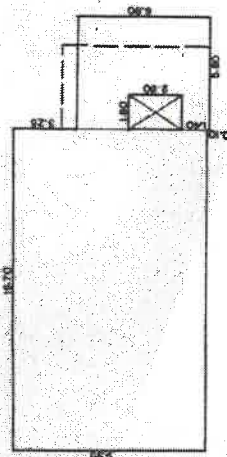
登記年月日：昭和59年4月9日

建物図面図

敷地番号 66-1

建物の所在 東大阪市柏田西2丁目66-1

4026740 各階平面図



3階平面図

9.95	×	16.70	=	166.1650
6.80	×	3.60	=	24.4800
-2.80	×	1.80	=	-5.0400
				200.6050

縮尺 1/250

申請人

作業者

縮尺 1/250

縮尺

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局東大阪支庁登記部)

令和8年1月14日

大阪法務局北出事務所

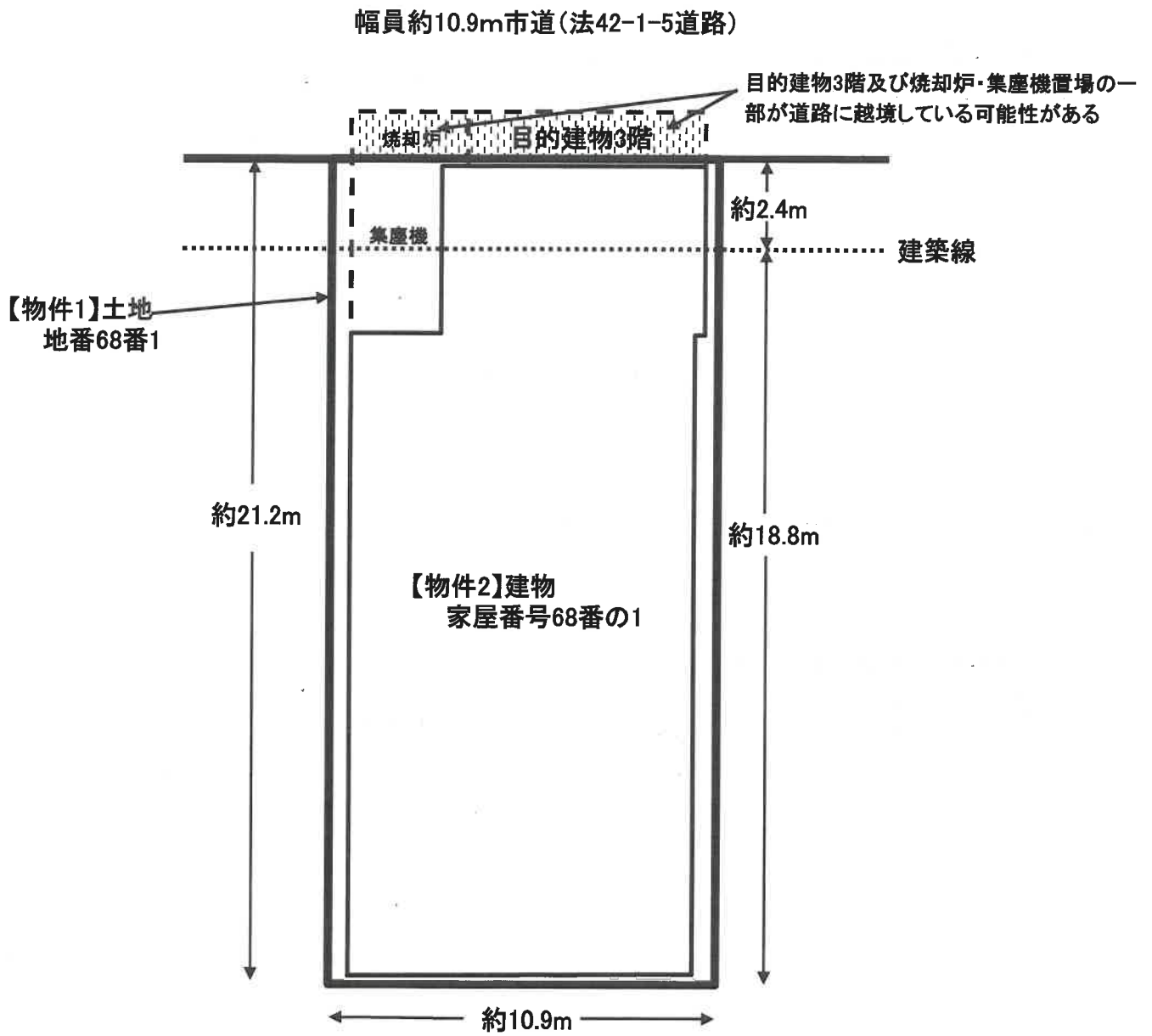
登記官

(2/2)

請求番号：38-3

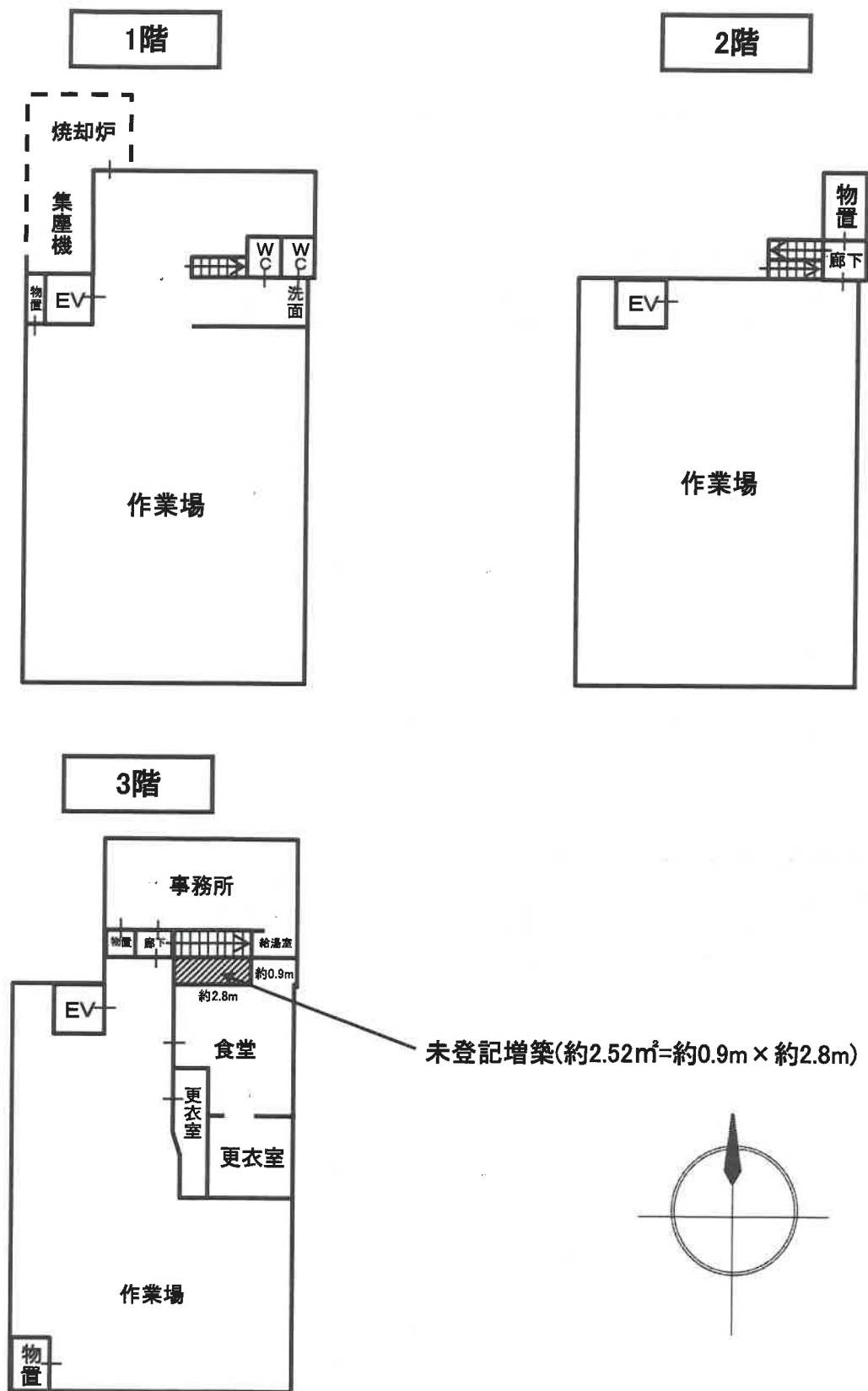
A3サイズをA4サイズに縮小

土地建物位置関係図



令和8年（ケ）第43号

間 取 略 図



令和8年（ケ）第43号